



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)

12月16日

号外(1)

火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告..... 1

監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項および第10項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月16日

滋賀県監査委員	周	防	清	二
〃	村	尾	慎	哉
〃	大	野	恭	永
〃	河	瀬	隆	雄

滋賀県監査基準(令和2年滋賀県監査委員告示第5号)に準拠し監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

1 監査等の種類

地方自治法第199条第1項および第4項に規定する財務事務の執行および経営に係る事業の管理の監査(以下「財務監査(定期監査)」という。)ならびに同条第2項に規定する事務の執行に関する監査(以下「行政監査」という。)

2 監査等の対象

令和6年度の財務事務の執行および経営に係る事業の管理ならびにその他の事務の執行

3 監査等の着眼点

(1) 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

内部統制制度が導入されたことを踏まえ、リスクの高い項目について特定し、そのチェック体制や引継ぎ時の情報共有、未然防止の効果的な対策がとられているか。

(2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

4 監査等の実施内容

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合により行った。また必要に応じて書面による監査を行った。

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査実施対象機関名および監査実施年月日

監査実施対象機関名	監査実施年月日
知事公室	
秘書課	令和7年7月14日
広報課	令和7年7月14日
防災危機管理局	令和7年8月25日
総合企画部	
企画調整課	令和7年7月31日
東京本部	令和7年6月30日
高等教育振興課	令和7年8月1日
国際課	令和7年8月25日
県民活動生活課	令和7年7月18日
消費生活センター	令和7年5月28日
公文書館	令和7年7月18日
CO ₂ ネットゼロ推進課	令和7年8月25日
人権施策推進課	令和7年7月24日
DX推進課	令和7年7月28日
統計課	令和7年8月25日
総務部	
総務課	令和7年7月14日
人事課	令和7年8月6日
行政経営推進課	令和7年8月6日
総務事務・厚生課	令和7年8月25日
財政課	令和7年8月19日
税政課	令和7年8月6日
西部県税事務所	令和7年6月30日・7月11日
南部県税事務所	令和7年5月30日・7月11日
中部県税事務所	令和7年6月30日・7月11日
東北部県税事務所	令和7年6月4日・7月11日
自動車税事務所	令和7年6月3日・7月11日
市町振興課	令和7年7月11日
びわこボートレース局	令和7年7月15日
文化スポーツ部	
文化芸術振興課	令和7年8月25日
文化財保護課	令和7年8月7日
埋蔵文化財センター	令和7年8月7日
琵琶湖文化館	令和7年8月7日
スポーツ課	令和7年8月25日
国スポ・障スポ大会局	令和7年8月25日
琵琶湖環境部	
環境政策課	令和7年8月25日
南部環境事務所	令和7年5月30日
甲賀環境事務所	令和7年6月30日
東近江環境事務所	令和7年6月30日
湖東環境事務所	令和7年5月28日
湖北環境事務所	令和7年6月30日
高島環境事務所	令和7年6月30日

琵琶湖保全再生課	令和7年7月31日
循環社会推進課	令和7年7月18日
下水道課	令和7年7月9日
南部流域下水道事務所	令和7年7月9日
北部流域下水道事務所	令和7年7月9日
森林政策課	令和7年8月5日
西部・南部森林整備事務所	令和7年6月3日
甲賀森林整備事務所	令和7年6月30日
中部森林整備事務所	令和7年6月2日
湖北森林整備事務所	令和7年6月30日
びわ湖材流通推進課	令和7年8月5日
森林保全課	令和7年8月5日
自然環境保全課	令和7年7月25日
健康医療福祉部	
健康福祉政策課	令和7年7月25日
南部健康福祉事務所	令和7年5月30日・7月11日
甲賀健康福祉事務所	令和7年6月30日・7月11日
東近江健康福祉事務所	令和7年6月30日・7月11日
湖東健康福祉事務所	令和7年6月30日・7月11日
湖北健康福祉事務所	令和7年6月30日・7月11日
高島健康福祉事務所	令和7年5月29日・7月11日
医療政策課	令和7年8月1日
健康危機管理課	令和7年7月15日
健康しが推進課	令和7年7月31日
医療福祉推進課	令和7年7月28日
障害福祉課	令和7年8月25日
薬務課	令和7年7月11日
生活衛生課	令和7年8月25日
医療保険課	令和7年7月14日
子ども若者部	
子ども若者政策・私学振興課	令和7年8月1日
子どもの育ち学び支援課	令和7年8月25日
子育て支援課	令和7年7月18日
子ども家庭支援課	令和7年7月31日
商工観光労働部	
商工政策課	令和7年8月25日
産業立地課	令和7年7月28日
中小企業支援課	令和7年8月5日
イノベーション推進課	令和7年7月18日
労働雇用政策課	令和7年7月24日
女性活躍推進課	令和7年7月15日
観光振興局	令和7年7月29日
ここ滋賀	令和7年6月30日
農政水産部	
農政課	令和7年8月25日
大津・南部農業農村振興事務所	令和7年6月30日

甲賀農業農村振興事務所	令和7年6月2日
東近江農業農村振興事務所	令和7年6月30日
湖東農業農村振興事務所	令和7年6月30日
湖北農業農村振興事務所	令和7年6月4日
高島農業農村振興事務所	令和7年6月30日
みらいの農業振興課	令和7年7月25日
畜産課	令和7年7月29日
水産課	令和7年8月25日
耕地課	令和7年8月5日
農村振興課	令和7年8月5日
土木交通部	
監理課	令和7年7月15日
大津土木事務所	令和7年6月11日
南部土木事務所	令和7年6月11日
甲賀土木事務所	令和7年6月30日
東近江土木事務所	令和7年6月30日
湖東土木事務所	令和7年6月30日
長浜土木事務所	令和7年6月30日
高島土木事務所	令和7年6月13日
技術管理課	令和7年7月15日
用地事業支援課	令和7年7月15日
交通戦略課	令和7年8月25日
道路整備課	令和7年7月24日
道路保全課	令和7年7月24日
交通事故相談所	令和7年7月24日
都市計画課	令和7年8月1日
住宅課	令和7年8月25日
建築課	令和7年8月25日
流域政策局	令和7年7月29日
北川水源地域振興事務所	令和7年6月13日
会計管理局	令和7年8月6日
企業庁	令和7年7月10日
病院事業庁	
経営管理課	令和7年7月16日
総合病院	令和7年7月16日
精神医療センター	令和7年7月11日
議会事務局	令和7年8月5日
教育委員会事務局	
教育総務課	令和7年7月28日
教職員課	令和7年8月7日
高校教育課	令和7年7月24日
幼小中教育課	令和7年7月29日
特別支援教育課	令和7年8月25日
人権教育課	令和7年7月25日

生涯学習課	令和7年8月25日
保健体育課	令和7年8月25日
警察本部	令和7年8月4日
選挙管理委員会事務局	令和7年7月11日
人事委員会事務局	令和7年8月25日
監査委員事務局	令和7年8月25日
労働委員会事務局	令和7年8月25日
収用委員会事務局	令和7年7月18日
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	令和7年8月25日
内水面漁場管理委員会事務局	令和7年8月25日

注 令和7年6月30日、7月11日（市町振興課、薬務課、精神医療センター、選挙管理委員会事務局を除く。）および8月25日の監査実施は書面監査による。

5 監査結果

1から4までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

(1) 子ども若者部子ども若者政策・私学振興課

会計年度任用職員の報酬等の支給において、休日の取扱いの誤りにより、休日勤務手当および時間外勤務手当に支給漏れが発生し、3,503,783円が未払となり、一部が時効により消滅している事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

(2) 土木交通部監理課

令和6年度米原高校本館棟便所改修その他工事について、積算内訳書に不備があり、開札時に「無効」とすべきであったにもかかわらず、誤って落札決定を行い、契約手続を行っていたことが判明した。その後、契約を解除し損害賠償金を支払っていた事例が確認されたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

6 意見

監査の結果、組織および運営の合理化に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

(1) DXによる業務の効率化や改善について（総合企画部DX推進課、総務部人事課、行政経営推進課）

県では、令和4年3月に策定した「滋賀県DX推進戦略」に基づき、県民、事業者、行政等の多様な主体と連携しながら、デジタル技術・データの利活用を推進し、県民の暮らしの向上や地域・産業の持続的な発展に取り組まれており、本年3月には戦略の改訂を行い、AIを中心とした新しいデジタル技術への対応や、デジタル技術の信頼性の確保等のデジタル社会の進展に伴う新たな課題に対応することとされている。

また、令和5年3月に策定された「滋賀県行政経営方針2023-2026」では、新たな行政需要や、突発的な事案をはじめ職員がより注力すべき業務に機動的に対応するため、知事、部局長等がそれぞれのリーダーシップのもと、今、真に必要な業務かどうかを見極め、全庁でこれまで以上に業務の見直し・効率化に積極的に取り組むこととされており、特にDXの推進の面からは、デジタル技術を積極的に活用し、業務の見直し・効率化を進め、利用者視点に立ったサービスの提供など、質の高い県民サービスの提供につなげることとされている。

こうした戦略や方針のもと、RPA、AIによる帳票等の認識、会議録作成支援システム、電子申請システム、ローコード・ノーコードツールなどのデジタル技術の活用や、DX推進チャレンジャーの育成などによる業務効率化を通じて、行政サービスの向上に取り組まれているが、それぞれの取組によるヒト・財源の配分をシフトするための業務の見直し・効率化の実績や、どのように活用したのか等、具体的な成果を十分に説明されていない状況が見受けられた。

業務の見直し・効率化等におけるデジタル技術の活用は、将来への投資として、令和7年度においても約34億6千万円が投入される見込みであることから、費用対効果を含めその効果についてはしっかりと把握・評価するとともに、利便性の向上も含め県民等に積極的にPRされたい。

(2) 補助金の概算払に係る適正な執行と再発防止の徹底について（総務部財政課、農政水産部みらいの農業振興課、会計管理局）

令和6年度を対象とした今回の定期監査の対象である本府72所属のうち、50所属が執行した293の「負担金補助及び交付金」事業において、概算払が行われていた。その理由として、相手方の資金不足や人件費補助といったものが多く、一定の理由があるものと考えられるが、そのうち約6割の事業において「全額概算払」が行われていた。

滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第15条では、「補助金等の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、概算払により交付することができる」とされており、具体な内容については、事業ごとの補助金交付要綱において規定されている。

また、「補助金・委託料にかかる概算払・前金払について」（平成18年12月25日付け出納局出納課長通知）では、「概算払によらなければ事業の実施に支障を及ぼすことも考えられるため、相手方の資金事情を考慮し、必要な場合には概算払による支出もやむを得ないもの」とし、「過払い発生を未然防止するため、相手方の事業進捗状況を十分に把握するとともに必要額を精査のうえ支払う」よう各所属長あて通知している。

さらに、毎年度、総務部財政課長が発する「予算の執行について」の通知においても、「概算払は補助事業の執行に支障を及ぼす場合に限定し、事業完了前の全額の概算払は極力行わない」よう通知している。

しかしながら、令和4年度オーガニック農業推進事業において、県が補助事業者に対して補助金の全額（350千円）の概算払を行った後、補助事業者から事業廃止の申請があり、県は交付決定を取り消した上で補助金の返還を求めていたが、補助事業者が破産して免責されたことにより、令和7年度に県が権利放棄するに至る事案が発生した。

こうした状況を踏まえ、補助事業の概算払を行う場合にあっては、事業の進捗状況の確認を十分に行い、相手方の資金事情を考慮した分割払の方法によるなど、過払いとなる事案が発生しないように再発防止の徹底を改めて全庁的に図られたい。

(3) 事業の効果測定および検証について（琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課、健康医療福祉部健康しが推進課、子ども若者部子ども若者政策・私学振興課）

事業の実施にあたっては、最少の経費で最大の効果をあげる必要があるが、次のとおり、事業効果が十分に測定されていない事業や費用対効果に課題があると考えられるものが見受けられたことから、事業が真に効果を発揮しているのかどうか、目的に沿って適切な指標や目標を設定するなどにより評価を行いながら、効果の把握、検証に努められたい。

ア 早崎内湖再生事業については、琵琶湖の水質が一定の改善を見せており、在来魚介類の減少という課題があり、その原因の一つとして、湖辺域の変化などによる、琵琶湖と内陸部のつながり（水陸移行帯）の分断が考えられることから、こうしたつながりを再生するため、内湖再生全体ビジョンに基づくモデル事業として実施されている。

事業の目的は、琵琶湖生態系の回復につなげること、具体的には琵琶湖との連続性が確保された在来魚の産卵の場、稚魚・幼魚の生育の場としての機能を再生することとされている。

当該事業については、平成18年度から事業に着手し、事業期間は令和15年度までの約28年間という長期間に及び、総事業費は約18億円が見込まれている。新たな内湖環境を作るとする大規模な事業であり、地元の理解と協力を得て自然観察会を開催するなど、生態系の状態をモニタリングしながら、事業が進められているが、事業の目的に沿った、目標設定と評価や検証が十分には行われていない状況にあると考えられる。

イ 子ども・若者「健康しが」推進事業については、子ども・若者基金を活用した啓発事業で、包括的連携協定締結企業と連携し、スマートフォンアプリへのバナー広告の掲載により、県民に朝食摂取の必要性を情報発信

するとともに、発行されたクーポンにより食品が割引購入される仕組みとなっているが、購入者数等のデータは把握されているものの、県民における朝食の重要性に対する気付きや行動変容につながったのかといった観点での事業効果の測定はなされていなかった。

また、当該事業のほかにも「基金事業」として啓発事業が実施されていることから、今後の事業実施に当たっては、事業が真に効果を発揮しているのかどうか、目的に沿って適切な指標や目標を設定するなどにより評価を行なながら、効果の把握、検証を行う必要があると考えられる。

(4) 収蔵品の有効活用と保有する意義について（商工観光労働部イノベーション推進課）

県が所有し、指定管理者である公益財団法人滋賀県立陶芸の森（以下「陶芸の森」という。）に対し、その使用を認めている取得価格100万円以上の収蔵品は合計で373点、取得価格は約10億7千万円となっている。

そのうち、令和6年度において活用された100万円以上の収蔵品は53点で、全体373点のうち14%程度に留まっている。

また、県においては、毎年継続して収蔵品を購入しているが、収蔵品の活用計画が不明であるとともに、活用に対するP D C Aサイクルによる評価も明確でない。これらの収蔵品はその有効活用を通じ、県民はもとより広く世界に向け、信楽焼をはじめとする陶磁器について、その歴史、技術、芸術、魅力を発信する役割を担っている大切な県民の財産であるため、計画的な活用が必要と考える。

一方、有効活用されていない収蔵品があれば、時の経過とともに収蔵品として不用となっていたり、他の収蔵品と重複するものがある場合も考えられるため、定期的な個々の収蔵品の必要性を見直すルールが必要と考える。また、県の厳しい財政状態に鑑みると、今後も活用する見込みの低い収蔵品を保管していくことは、費用対効果に課題があり、例えば、売却により資金化することによって県としてより有効な施策に資金を活用することも考えられる。

また、令和7年3月に策定された「滋賀県立陶芸の森のあり方について」でも、陶芸の森の「弱み・課題」として「収蔵品の活用率の低さ」が挙げられている。

については、県有財産を有効活用するという強い意識を持ち、活用率が低い要因について、より詳細な分析や調査を行い、更なる有効活用について検討・実施し、文化施設を所管する機関としての責任を果たされたい。

